令和４年度新型コロナウイルス感染症関連緊急対策事業

「辰野町原油価格上昇対策事業者支援金」

新型コロナウイルス感染症による影響に加え、世界的な原油価格の上昇により、経営に影響を受けている町内の道路貨物運送業者に支援金を支給します。

１．対象者　▷次の①～⑤の**すべてを満たす方**が対象です。

①令和４年 12 月１日時点で町内に営業所を有し、**主たる事業**が次のいずれかに該当すること

Ａ）貨物自動車運送事業法に基づく**一般貨物自動者運送事業**

Ｂ）貨物自動車運送事業法に基づく**貨物軽自動車運送事業**

②交付申請日時点で休業及び廃業しておらず、今後も事業を継続する意志があること

③主たる業種に関係する業界団体等が公表するガイドラインを読み、当該ガイドラインに基づく、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じていること

④暴力団及びその関係者でなく、かつ風営法の「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託業」でなく、かつ宗教組織・団体等でないこと

⑤**町税や料金等に未納がないこと**

２．支給額　▷町内営業所車両台数に応じて次の金額を支給します。

車両種別	１台あたり支給額
一般貨物自動車運送事業車両 （貨物自動車運送事業法の許可区分に限る）	４万円
貨物軽自動車運送事業車両 （貨物自動車運送事業法の許可区分に限る）	１万円

３．申請書類　▷申請書は、辰野町産業振興課にて受け取ることが出来ます。

・辰野町原油価格上昇対策事業者支援金交付申請書兼承諾書（様式第１号）

・辰野町原油価格上昇対策事業者支援金誓約書（様式第２号）

・許可証等の写し

・振込先口座の通帳の写し

・本人確認書類（個人事業主のみ）

４．申請期間　▷令和５年１月４日（水）～1 月 31 日（火）

５．お問い合わせ・申請先

辰野町産業振興課　TEL:0266-41-1111　MAIL:sangyou@town.tatsuno.lg.jp